

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

63

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

高額障害福祉サービス等給付費等における控除の対象とする給付費の見直し

提案団体

伊勢崎市、群馬県、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、甘楽町、中之条町、片品村、みなかみ町、玉村町、大泉町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

高額障害福祉サービス等給付費等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に規定される高額障害福祉サービス等給付費並びに児童福祉法第21条の5の12に規定される高額障害児通所給付費及び同法24条の6に規定される高額障害児入所給付費)において、その併給調整対象から介護保険法第51条の2に規定される高額医療合算介護サービス費及び同法第61条の2に規定される高額医療合算介護予防サービス費を除外することを求める。

具体的な支障事例

高額障害福祉サービス等給付費等の支給事務において、高額医療合算介護(予防)サービス費が併給調整の対象となっているため、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象となるサービス利用月から長期間が経過してから同給付費を支給することとなっており、受給対象者はその支給を待つ間、一時的であっても経済的負担を強いられ、その期間は長期に渡っている。

さらに、支給に時間を要していることから、受給者が死亡し相続人が見つからないなど、支給が困難となるケースが生じている。

また、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給を待たずに高額障害福祉サービス等給付費等を支給することは可能であるが、支給後に返還請求を行うケースが生じる。その場合、受給者へ返還に係る説明を行うこととなるが、制度が複雑であることに加え、サービスの利用や高額障害福祉サービス等給付費等の支給から長期間が経過した後に返還を求めることとなるため、対象者から理解を得ることが困難である。

高額障害福祉サービス等給付費等における高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整については、制度が複雑かつ調整の対象となる受給者が少数であるため、システム開発は費用対効果が期待できず手作業での事務となっていること、並びに給付費の算定や返還に関する事務が煩雑であることにより、事務コストが膨大である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・自治体における書類作成に係る時間の削減
1自治体あたりの削減時間:8時間
活用する自治体の数:129(都道府県、政令市、中核市)
と仮定すると、1,032時間削減
- ・記入方法の確認に係る時間の削減
- ・記入ミスに起因する手戻りの時間の削減
- ・国担当者における取りまとめに係る時間の削減

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 4 第 2 項及び第 43 条の 5 第 6 項第 2 号並びに児童福祉法施行令第 25 条の 5 第 1 項第 5 号及び第 27 条の 4 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、横浜市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、大村市、熊本市

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号

66

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉に係る基準省令の早期公布

提案団体

秋田県、能代市、由利本荘市、潟上市、大仙市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

各種福祉関係施設の人員、設備等の基準を定めている「基準省令」について、地方自治の本旨である住民自治（地方議会における審議、住民参画等）の重要性に鑑み、早期に公布していただきたい。

具体的な支障事例

児童福祉施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、基準省令に規定される。「基準省令」は条例への委任規定があり、地域に合わせて設定できるようになっている。このため、県では十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布から県の議案提出まで約1か月程度の期間であり、十分な検討・審査の上、条例に反映するための時間が確保できていない。パブリックコメントや事業者への周知などに十分な期間を確保できず、県民の意見の反映や、事業者等が事業を検討する機会を失っている。

さらに、公布された省令に誤りがあり、施行日（令和5年4月1日）直前の3月になってからその内容が改められることとなったが、官報への正誤の掲載が議会開会中に間に合わず、議案を取り下げ、議会閉会後に知事の専決処分をすることとなり、地方議会における十分な審議ができていない。また、条例の公布時期が遅れたことで、事業者等への十分な周知期間を確保できなかった。

これら議会対応方針及び修正内容の検討、その他基準省令の誤りへの対応に膨大な作業時間が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされ、働き方改革の観点からも大きな支障が生じた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当県の実情や政策課題を踏まえた規定の検討に十分時間が充てられるほか、住民・関係団体の意見を十分に把握するための期間を確保することができるようになる。

地方自治の本旨である住民自治を具現化でき、また、職員の働き方改革も実現できる。

根拠法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、いわき市、千葉市、川崎市、新潟市、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○「基準省令」の改正公布時期により、条例改正についての議会提出が追加提案の形となり、事務量の増加につながる。また、事業者等への十分な周知期間の確保が難しい。

※次の基準等についても同様

- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

○改正省令公布のタイミングが改正施行の直前となった関係で、関連する条例の改正について、追加議案対応となったことがある。特に条例改正に関わる省令については、出来る限り早期の公布が必要と考える。

○基準省令に合わせて条例改正等を行っており、基準省令の交付が遅くなると、議案提出までの期間が短くなり、条例改正等の検討に十分な時間を充てることができない。また、作業に十分な期間が確保できないことで、担当職員の時間外勤務にもつながっている。

そのため、基準省令の公布が早期になることで、条例改正等に十分な期間を確保することができ、時間をかけて検討を重ねることができるようになると考える。さらには、担当職員の集中的な時間外勤務の緩和にもつながると考えられる。

○各種福祉関係施設の人員、設備等の基準を定めている「基準省令」について、地方自治の本旨である住民自治（地方議会における審議、住民参画等）の重要性に鑑み、早期に公布していただきたい。「基準省令」は条例への委任規定があり、地域に合わせて設定できるよう本市においても十分な時間をかけ、関係機関や団体、市民と検討を重ねる必要がある。しかし、公布から本市への議案提出まで期間が短く、協議、検討結果を条例に反映するための時間が確保できていない。パブリックコメントや事業者への周知などに十分な期間を確保できず、市民意見の反映や事業者等が事業を検討する機会を失っている。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

175

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し

提案団体

長野県、須坂市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し

具体的な支障事例

県内市町村によっては、保育所入所を希望する保護者が多く、既存の施設の居室面積では入所を希望する全ての児童を受け入れることが困難な状況が生じている

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼児教育・保育の質の向上

根拠法令等

こども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示)第32条など

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、横浜市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市

-